

プラスチック加工研究会東京支部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、プラスチック加工研究会東京支部という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区三番町7丁目1番605号 朝日三番町プラザ6階に置く。

(目的)

第3条 本会は、プラスチック業界において、新規加工技術の情報収集及び研究開発に関する事業を行い、会員の技術向上及び業界の発展に寄与することを目的とする。

(活動の内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) プラスチック業界における機械、金型、原材料、成形加工、物流及び環境など多分野に渡る異業種知的技術集団による情報収集・発信ネットワークの構築を図る。
- (2) 近未来に向けての新素材開発や複合製品技術の確立を目指す。
- (3) ニュービジネスモデルの創造を支援、試行する。
- (4) 会員相互の交流及び懇親を図る。

(事業の内容)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新製品・新技術開発のための研究会。
- (2) 会員及び招待講演者による発表会（年6回予定）。
- (3) 会員相互の交流を図るための懇親会。
- (4) 国内外のプラスチック業界の新規情報を広く収集するための工場見学、展示会などの視察ツアー。
- (5) ニュービジネスの起業支援。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会し、一時的に発表会に参加した個人
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表世話人が別に定める入会申込書により、代表世話人に申し込むものとする。

代表世話人は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、幹事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表世話人が別に定める退会届を代表世話人に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、幹事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 幹事

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の幹事を置く。

- (1) 幹事10人以上15人以内
- (2) 幹事の中より代表世話人1人、副代表世話人2人以内をおく。

(選任等)

第13条 世話人、幹事は、幹事会において互選とする。

(職務)

第14条 代表世話人は、本会を代表し、その業務を総括する。

副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故があるとき又は代表世話人が欠けたときは、その職務を代行する。

幹事は、幹事会を構成し、この会則の定め及び幹事会の議決に基づき、本会業務を遂行する。

(任期等)

第15条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠のため、又は増員により就任した幹事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

幹事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 幹事のうち、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 幹事が次の各号の一に該当する場合には、幹事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の不調のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他幹事としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、通常幹事会と臨時幹事会とする。

(幹事会の構成)

第19条 幹事会は、世話人・幹事をもって構成する。

(幹事会の権能)

第20条 幹事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 幹事の選任及び解任
- (3) 代表世話人・副代表世話人の選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(幹事会の開催)

第21条 通常幹事会は、毎年1回開催する。

臨時幹事会は、幹事会が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。

(幹事会の招集)

第22条 幹事会は、代表世話人が招集する。

代表世話人は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時幹事会を招集しなければならない。

幹事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(幹事会の議長)

第23条 幹事会の議長は、その幹事会に出席した幹事の中から選出するが、

通常代表世話人が出席している場合は、代表世話人がその任に当たる。

(幹事会の定足数)

第24条 幹事会は、幹事総数の3分の1以上の出席があれば開会し、議決することが出来る。

(幹事会の議決)

第25条 幹事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会での表決権等)

第26条 各幹事の表決権は平等なものとする。
やむを得ない理由により総会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールをもって表決し、又は他の幹事を代理人として表決を委任することができる。

(幹事会の議事録)

第27条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 幹事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び幹事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 会計

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表世話人が作成し、幹事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告書及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表世話人が作成し、幹事会の議決を経なければならない。決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第31条 本会の会則を変更しようとするときは、幹事会に出席した幹事の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第32条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
事務局には、事務局長及び必要な局員を置く。

(職員の任免)

第33条 事務局長及び局員の任免は、代表世話人が行う。

(組織及び運営)

第34条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表世話人が別に定める。

第9章 雑 則

(細則)

第 35 条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、代表世話人がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の幹事は、次のとおりとする。

幹 事	青木和彦	岩淵 学	平井康征	慶野清彦
	高野広隆	長岡 猛	犬飼健太郎	
	芳賀美次	堀内義康	堀口湧三	牧野俊清
	宮島 豊			
代表世話人	堀口湧三			
副代表世話人	青木和彦			

- 3 本会の設立当初の幹事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立幹事会の定めるところによる。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	0 円
	準会員 (個人)	0 円
	法人会員	0 円
(2) 年会費	正会員 (個人)	10,000 円/年
	準会員 (個人) 発表会に参加した都度	5,000 円
	法人会員 上)	一口 50,000 円/年 (一口以

- 7 事務局
事務局長 青木和彦

事務局員 伊藤幸子

平成20年4月1日 設立年月日